

中心市街地商店街空き店舗出店支援事業補助金（Q&A）

【申込について】

Q. 電話やメールで申込できますか？

A. できません。必ず静岡商工会議所へご来所のうえお申込みください。

Q. 本人以外（従業員・家族）でも申込できますか？

A. 可能です。事業内容および申込内容について説明できる方であれば問題ありません。

【対象経費について】

Q. パソコンやタブレットなどは対象になりますか？

A. 対象となります。ただし業務用途が明確なものに限ります。

また、電子機器のみでの申込はできません。

Q. カメラなどの周辺機器、ソフトウェアも対象ですか？

A. 対象となります。ただし上記と同様、業務用途が明確である必要があります。

Q. サブスク型サービス（広告・ライセンス等）は対象になりますか？

A. 対象となります。交付決定後の利用契約開始日から補助事業完了日または事業終了日（令和8年12月20日）までの期間分を月割りで補助します。

Q. 中古品は対象になりますか？

A. 中古品も補助対象とします。ただし、事業者からの購入に限ります（領収書等が発行できる先）。フリマサイトや個人間取引による購入は対象外とします。

Q. ネットオークションやフリマサイトでの購入は対象になりますか？

A. 対象外です。

【採択後～報告について】

Q. 申請後に経費が増減した場合はどうなりますか？

A. ・増額：補助金は増額されません（差額は自己負担）

・減額：経費が減額となった分、補助金も減額されます。また20%以上の減額は変更申請が必要になります。

Q. 利用できる支払方法は何ですか？

A. 現金、銀行振込、クレジットカード、QRコード決済が対象。※クレジットカード・QR決済は、事業完了日か令和8年12月20日までに口座引落しが完了している必要があります。

Q. 実績報告はいつまでに必要ですか？

A. 事業完了日または令和8年12月20日から1ヶ月以内に提出してください。

Q. 支出を証明する書類は何が必要ですか？

A. 請求書、領収書、振込控え等、支払い内容が確認できる書類をご提出ください。※請求書がない場合（店頭購入など）は、支払い証明書類のみでも可。